

第十九回 参議院運輸委員会会議録 第十五号

(二五九)

昭和二十九年三月十八日(木曜日)午後
二時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長	前田 積君
理事	入交 太藏君
委員	植竹 春彦君
	岡田 仁庄君
	高木 一松君
	森田 正夫君
	大和 與一君
	村尾 重雄君
	西村 英一君
	古谷 善亮君
政府委員	輸送政務次官 荒木茂久二君
事務局側	専門委員 田倉 八郎君
会専門員	常任委員 古谷 善亮君
会専門員	常任委員 田倉 八郎君

○委員長(前田積君) それではこれより運輸委員会を開会いたします。

○航空法の一部を改正する法律案(内閣送付)

本日の会議に付した事件

○委員長(前田積君) それではこれより運輸委員会を開会いたします。

○航空法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(前田積君) 右は、昭和二十七年七月に制定された航空法の一部を改正する法律案であります。この法律案は、戦後七年有余の空白期間を経て、一昨年七月に制定・公布された法律であります。その後一年有半の間ににおける同法運用の実績に鑑み、航空機の耐空証明、航空従事者、飛行場、外国人国際航空運送事業等に関する規定につき、それらが実体に適合するよう所要の改正をする必要が生じたのであります。なかんずく外国人国際航空運送事業につきましては、各国との航空協定の内容が明らかとなつた今日、相互主義の原則に従い、これに対し、適当且つ十分な規則を加える必要が痛感されるに至つたのであります。

第一は、運輸省令で定める資格及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者は、運輸省令で定める滑空機について、耐空証明及び修理改

造検査を行うことができるることとして、滑空機の検査の簡易化を図つたことであります。

第二は、耐空検査、修理改修検査等の検査の結果、航空機の安全性が確保されない認めるときには、当該航空機又は当該型式の航空機全般の耐空証明の効力を停止し、又は有効期間を短縮することができることとして、航空

います。

○政府委員(西村英一君) 只今上程されました航空法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

航空法は、戦後七年有余の空白期間を経て、一昨年七月に制定・公布された法律であります。その後一年有半の間ににおける同法運用の実績に鑑み、航空機の耐空証明、航空従事者、飛行場、外国人国際航空運送事業等に関する規定につき、それらが実体に適合するよう所要の改正をする必要が生じたのであります。

第三は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、保安庁の設置する飛行場について、その着陸帯

を経て、一昨年七月に制定・公布された法律であります。その後一年有半の間ににおける同法運用の実績に鑑み、航空機の耐空証明、航空従事者、飛行場、外国人国際航空運送事業等に関する規定につき、それらが実体に適合するよう所要の改正をする必要が生じたのであります。

第四は、航空機は、計器飛行状態のみならず、有視界飛行状態において飛行する場合にも、運輸大臣が飛行計画を通報することとし、航空の安全性の確保を期した次第であります。

第五は、外国人国際航空運送事業者の運賃又は事業計画は、運輸大臣の認可を受けなければならないこととしたことであります。

第六は、運輸大臣は、必要があると認められる場合には、外国人国際航空運送事業者に対して、運賃又は事業計画の変更を命じ、又、所定の場合には、事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができるとして、公共の利益を保護することとしたことであります。

第七は、外国航空機が本邦外から本邦内に到着し、又は本邦内から本邦外に発する旅客又は貨物の有償の運送を行う場合には、特に事業の許可を受けたる航空機の安全性能を確保するための措置を講じたものであります。

以上が、この法律案を提案いたす理由であります。なかんずく外国人国際航空運送事業につきましては、各国との航空協定の内容が明らかとなつた今日、相互主義の原則に従い、これに対し、適当且つ十分な規則を加える必要が痛感されるに至つたのであります。

第一は、運輸省令で定める資格及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者は、運輸省令で定める滑空機について、耐空証明及び修理改

造検査を行うことができるることとして、滑空機の耐空証明を、運輸省令で定めた規制を講じたのであります。

○大和興一君 らよつと一つ。今次官が言われた第三の二行目の自衛隊とあればどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

した。何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申上げます。

○委員長(前田積君) 次に、航空局長から本法案の内容を詳細に御説明願いたいと思います。

○大和興一君 らよつと一つ。今次官が言われた第三の二行目の自衛隊とあればどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

たのであります。その後過去一ヵ年有半の間ににおける航空法運用の実績に鑑み、又情勢の推移に応じてそれ／＼実体に適合するよう所要の改正をいたしました。

実体に適合するよう所要の改正をいたしました。そこで他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができるることとして、これを民間航空機が使用し得る措置を講じたのであります。

第四は、航空機は、計器飛行状態のみならず、有視界飛行状態において飛行する場合にも、運輸大臣が飛行計画を通報することとし、航空の安全性の確保を期した次第であります。

第五は、外国人国際航空運送事業者の運賃又は事業計画は、運輸大臣の認可を受けなければならないこととしたことであります。

第六は、運輸大臣は、必要があると認められる場合には、外国人国際航空運送事業者に対して、運賃又は事業計画の変更を命じ、又、所定の場合には、事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができるとして、公共の利益を保護することとしたことであります。

第七は、外国航空機が本邦外から本邦内に到着し、又は本邦内から本邦外に発する旅客又は貨物の有償の運送を行う場合には、特に事業の許可を受けたる航空機の安全性能を確保するための措置を講じたものであります。

以上が、この法律案を提案いたす理由であります。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

○委員長(前田積君) これは保安隊らが、保安隊と申しますが、こはどっちが正当ですか。それだけお話しを頂きたい。

されているのであります。その理由は一定の連続整備方式によつて整備される航空機につきましては、必ずしも年一度の耐空試験を行ななくても十分に安全性が確保できると考えられるからであります。この連続整備方式によつて整備される航空機とは、航空法におきましては、航空運送事業の用に供する航空機ということになるのであります。

と申しますのは、航空通運事業の用に供する航空機につきましては、第百四条及び第百二十二条の規定によりまして、運輸大臣の認可を受けた整備規定に従つてこれを整備しなければならず、この整備過程の中には、当該航空機の連続整備方式が定められることとなつてゐるからであります。従つてかかる航空機の耐空証明の有効期間は、通常の場合におきましては、当該連続整備方式により整備される期間ということになるかと思いますが、これは個々の航空機について、新旧の差、使用方法等を考慮して、その都度運輸大臣が定めることとしたのであります。

次に、第十四条の二の規定であります、これは現行第十四条第二項に規定いたしております耐空証明の有効期間の短縮だけでは、航空の安全の見地から必ずしも十分とはさせんので、新たに一条を起し、耐空検査のみならず、修理改造検査又は立入検査の結果におきましても、当該航空機が第十条第四項の耐空検査の技術上の基準に適合しなくなる虞れがあるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるとときには、当該航空機だけでない、当該型式の航空機全部について耐

空証明の有効期間の短縮のほか、効力の停止、指定事項の変更の措置をとり得ることといたしまして、航空機の安全性の確保に万全を期することといたしましたのであります。先般、英國海外航空会社（B.O.A.C.）のコメット機が再三事故を惹起いたしましたが、あのような場合には、この規定によりまして、当該型式全部の航空機の耐空証明の効力を停止することとなるものと存じます。

次に、第十六条の改正について申上げますと、すでに御説明した通り、耐空検査員は初級航空機の耐空証明を行なうことができるものといたしましたので、その修理改修検査も当然行い得るようにする必要があるわけでありまして、この点についての改正をいたしました。

次に、第二十八条第一項の改正は、次の第二十九条の二の追加規程と密接な関連があるので、御説明の都合上第二十九条の二について先に申し上げたいと存じます。

第二十九条の二は、航空従事者技能証明の限定の変更に関する規定であります。技能証明の限定と申しますのは、第二十五条第一項から第三項までに規定されております通り、定期運送用操縦士、一等航空整備士等の航空従事者の資格別に行う技能証明につきまして、航空機の種類、等級、型式等は従事することができる業務の種類について限定をすることでありまして、航空機の種類については必ず限定し、その他については限定をすることができまするものとされているのであります。限定の効果といたしましては、例えて申しますと、飛行機について限定された事

業用操縦士の技能証明を有する者は、ヘリコプターの操縦をすることは許されないのであります。而してこの限界は、技能証明書の所定の欄に記入されることになつておりますので、限定の変更を認めない限り、理論的には、同一資格の技能証明書を航空機の種類、型式等の変ることに幾冊も持たねばならないこととなり、取扱上非常な不便を感することとなつていただけあります。これをこのたび限定の変更の規定を新たに設けることによりまして、実際に即応せしめることとした次第であります。

第二十八条の改正は、限定の変更に対するものであります。

第三十四条第二項は、操縦教官証明を航空機の種類別に行うことに対するものであります。

第三十八条に第四項を追加いたしましたのは、運輸大臣が飛行場の設置を許可するに際して、飛行場の管理運営上の種々の条件を附する必要があるからでありますと、又第三十九条第一項に第五号を追加いたしましたのは、飛行場設置の申請を審査するに当りまして、申請者が当該飛行場の敷地について使用権を有するか否かということは、審査の重要な基準と考えられるからであります。なお第三十八条の改正に伴いまして、第四十三条第二項を改正いたしました。

次に、第四十八条の改正は、例えば飛行場の施設の一部の管理が第四十七條の技術上の基準に従つて行われていないような場合には、当該一部の施設のみについての供用停止を命じること

として、飛行場の機能の保持と航空の安全性確保を図つたのであります。お許可の取消又は供用停止命令をなされた場合として、現行の四号の外に新たに二号を追加いたしました。

次に、第五十四条の改正は、飛行場の使用料金についての従来の届出制を認可制に改めて、使用料金の適正化を図ることとしたものであり、第五十一条第一項の改正は、第三十九条の改正に伴い、準用規定を整理いたしました。

次に、第五十六条第二項の改正は、運輸大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が從前、適性陸上に航空機の離陸又は着陸の月に供せられており、且つ当該飛行場の進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物植物その他の物件がないときは、公聴会を開催しなくともよいこととして、飛行場設置手続の簡易化を図ることにいたしたものであります。

次に、第五十六条の二の規定は、運輸大臣は、公衆の利便を増進するため必要があるときは、自衛隊の設置する飛行場について、着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができます。現在、民間航空にとって、飛行場の確保は、最大の眼目となつておきますが、国家財政の現状におきましては、民間航空専用の飛行場を十分に設置することは極めて困難な事情にありますので、将来自衛隊が設置する飛行場につきまして、着陸帯、エプロン、誘導路等の施設を公共の用に供すべき施設として指定し、一般民間航空機がこれを利用できる途を開いたのであります。

次に、第五十七条と五十八条の改正は、同一の趣旨によるものでありして、航空機の国籍等の表示の義務並び航空日誌の備え付け、或いは記載の義務は、第十二条但書の試験飛行等の許可を受けた場合にはこれを必要としていたしました。

次に、第九十二条に後段を追加することにいたしましたのは、技能証明について規定されている航空機の種類、外の種類の航空機の操縦の練習をする場合には、操縦教育證明を有する者の監督の下に練習をしなければならないことといたしまして、第三十四条第二項の改正と相待つて、操縦練習の安全を期することにいたのであります。

次に、第九十七条の改正について説明いたします。改正文はしさか倒的な表現をいたしておりますが、これは要するに航空機が飛行計画を運輸大臣に通報しなければならない場合を免めたのであります。現行の規定によきましては、航空機は、計器飛行状態において、航空交通管制区乃至は航空交通管制圏を飛行する場合には、運輸大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けるなければならないものとされていますが、これを場周経路飛行その他の特定の空域における飛行以外で飛行する場合にも、すべて飛行計画を通報するように改めまして、航空機の事故を未然に防止し、万一事故が起きた場合におきましても、その捜索救難が容易になるよういたしたのであります。なお国際民間航空条約の附屬書におきましても、飛行計画の通報につきましては、有視界飛行状態における飛行の場合にも、すべて飛行計画を通報するように改めまして、航空機

が、昨秋右と同趣旨に改められました。
第九十八条は、飛行計画で定めた飛行終了後の運輸大臣に対する通知義務を定めたものでありまして、これは第十九十七条の改正に伴う当然の改正であります。

次に、第一百二十二条及び第一百二十四条の改正について申し上げます。これは不定期航空運送事業或は航空機使用事業の免許を受けた者が、正当な理由がないのに、当該免許にかかる事業をいつまでも実施しない場合には、その免許を取り消すことができるものといつたのであります。現在、すでにこの種の事例も一、二発生しております。なお、定期航空運送事業につきましては、現行の第一百十九条第一号の規定によりまして免許を取り消し得るものとされています。

次の第百三十六条以下の「外国航空機」の章に関する規定の改正は、この法案における最も重要な改正点であります。航空法制定当時におきましては、何分戦後七年有余の空白時代の直後でもあり世界の航空事情を適確に把握されなかつたために外国人国際航空運送事業に対する法規制が十分でないうらみがあるのであります。米、英その他主要国とも航空協定を締結し、且つ世界の航空事情が明確になつた今日、相互主義の原則に従つて、これに対し、適正且つ十分な規制をする必要があるのです。この趣旨に基いて、外國航空機に関する規定を相当大幅に改正いたしましたので、先ず第一百二十六条につきましては、第一に規制の対象となる外国航空機を、当該航空機の使用者の国籍によらず、当該

航空機の登録国によつて、国際民間航空条約の締約国、非締約国の区別をすることに改め、第二に、外國航空機は、天候その他止むを得ない事由がある場合以外は、所定の飛行場において離着陸しなければならない旨を新たに追加いたしましたのであります。その理由といたしましては先ず第一点は、現行CAO理事会の公定解釈が明らかとなつたので、これに従つて、締約国の航空機と非締約国の航空機との区別を当該航空機の国籍によってすることに改めたものであり、第二点は、同じく国際民間航空条約に、空港の指定についての規定がありますので、これに従つて、新たに規定を設けることにいたしました。

次に、第一百二十七条の改正も、第一百二十六条の改正と同様、条約第五条の規定解釈に従つて、規定の対象を外国人の使用する航空機から外國の国籍を有する航空機に改めたものであります。これが反復継続して運送事業とみなさない限り、先ほど御説明した第一百二十六条の適用があるだけで、他のパイロットの航空機の出入と同一に取扱うほかはないのであります。この種の運送行為を無統制に認めるときは、定期航空運送業務が攪乱される危険がありますので、国際民間航空条約におきましても、その第五条第二項但書で、締約国が、この種の飛行に対して適當な規制を加えることを是認いたしておりますので、この種の運送行為につきましては、事前許可制を採用することにいたしましたのであります。

次に、第一百二十九条の改正は、外国人国際航空運送事業に対し、必要な範囲で、国内航空運送事業に対すると同様な規制をするという建前から、第一百条规定を法律で規定することにしたのであります。これが実現すれば、この種の運送行為につきましては、事前許可制を採用することにいたしましたのであります。

次に、第一百三十一条の二は、第八章第二項、第三項に相当する許可申請手続を法律で規定することにしたのであります。これと同様の趣旨からこの規定の次に新らしく四条を追加いたしました。即ち、第一百二十九条の二から第五条までがそれでありまして、外國航空機中の各規定による許可又は認可には条件、期限を付け、或いはこれを変更し、更に、許可又は認可のあくまでも、それより類似の規定をいたしております。

最後に、第一百三十五条の改正は、抜

一、乾めん類の鉄道貨物運賃等級は、必要な場合には外国人国際航空事業者に對して、運賃料金又は事業計画を変更すべきことを命じ、或いは、所定の場合において事業の停止又は許可をしたものです。

なお、附則において、この法律は、公布の日から施行することといたしておられます。

次に、第一百三十二条は、同条の次に第百二十六条の二をえたためにこれに伴う所要の改正をしたものであります。

次に、第一百三十三条は、同条の次に第百三十条の二をえたためにこれに伴う所要の改正をしたものであります。

以上航空法の一部を改正する法律案の内容につきまして、逐条御説明いたしました。何とぞよろしくお願ひいたします。

（第470号）（第481号）

（第473号）（第482号）

（第474号）（第483号）

（第475号）（第484号）

（第476号）（第485号）

（第477号）（第486号）

（第478号）（第487号）

（第479号）（第488号）

（第480号）（第489号）

（第481号）（第490号）

（第482号）（第491号）

（第483号）（第492号）

（第484号）（第493号）

（第485号）（第494号）

（第486号）（第495号）

（第487号）（第496号）

（第488号）（第497号）

（第489号）（第498号）

（第490号）（第499号）

（第491号）（第500号）

（第492号）（第501号）

（第493号）（第502号）

（第494号）（第503号）

（第495号）（第504号）

（第496号）（第505号）

（第497号）（第506号）

（第498号）（第507号）

（第499号）（第508号）

（第500号）（第509号）

（第501号）（第510号）

（第502号）（第511号）

（第503号）（第512号）

（第504号）（第513号）

（第505号）（第514号）

（第506号）（第515号）

（第507号）（第516号）

（第508号）（第517号）

（第509号）（第518号）

（第510号）（第519号）

（第511号）（第520号）

（第512号）（第521号）

（第513号）（第522号）

（第514号）（第523号）

（第515号）（第524号）

（第516号）（第525号）

（第517号）（第526号）

（第518号）（第527号）

（第519号）（第528号）

（第520号）（第529号）

（第521号）（第530号）

（第522号）（第531号）

（第523号）（第532号）

（第524号）（第533号）

（第525号）（第534号）

（第526号）（第535号）

（第527号）（第536号）

（第528号）（第537号）

（第529号）（第538号）

（第530号）（第539号）

（第531号）（第540号）

（第532号）（第541号）

（第533号）（第542号）

（第534号）（第543号）

（第535号）（第544号）

（第536号）（第545号）

（第537号）（第546号）

（第538号）（第547号）

（第539号）（第548号）

（第540号）（第549号）

（第541号）（第550号）

（第542号）（第551号）

（第543号）（第552号）

（第544号）（第553号）

（第545号）（第554号）

（第546号）（第555号）

（第547号）（第556号）

（第548号）（第557号）

（第549号）（第558号）

（第550号）（第559号）

（第551号）（第560号）

（第552号）（第561号）

（第553号）（第562号）

（第554号）（第563号）

（第555号）（第564号）

（第556号）（第565号）

（第557号）（第566号）

（第558号）（第567号）

（第559号）（第568号）

（第560号）（第569号）

（第561号）（第570号）

（第562号）（第571号）

（第563号）（第572号）

（第564号）（第573号）

（第565号）（第574号）

（第566号）（第575号）

（第567号）（第576号）

（第568号）（第577号）

（第569号）（第578号）

（第570号）（第579号）

（第571号）（第580号）

（第572号）（第581号）

（第573号）（第582号）

（第574号）（第583号）

（第575号）（第584号）

（第576号）（第585号）

（第577号）（第586号）

（第578号）（第587号）

（第579号）（第588号）

（第580号）（第589号）

（第581号）（第590号）

（第582号）（第591号）

（第583号）（第592号）

（第584号）（第593号）

（第585号）（第594号）

（第586号）（第595号）

（第587号）（第596号）

（第588号）（第597号）

（第589号）（第598号）

（第590号）（第599号）

（第591号）（第600号）

（第592号）（第601号）

（第593号）（第602号）

（第594号）（第603号）

（第595号）（第604号）

（第596号）（第605号）

（第597号）（第606号）

（第598号）（第607号）

（第599号）（第608号）

（第600号）（第609号）

（第601号）（第610号）

（第602号）（第611号）

（第603号）（第612号）

（第604号）（第613号）

（第605号）（第614号）

（第606号）（第615号）

（第607号）（第616号）

（第608号）（第617号）

（第609号）（第618号）

（第610号）（第619号）

（第611号）（第620号）

（第612号）（第621号）

（第613号）（第622号）

（第614号）（第623号）

（第615号）（第624号）

（第616号）（第625号）

（第617号）（第626号）

（第618号）（第627号）

（第619号）（第628号）

（第620号）（第629号）

（第621号）（第630号）

（第622号）（第631号）

（第623号）（第632号）

（第624号）（第633号）

（第625号）（第634号）

（第626号）（第635号）

（第627号）（第636号）

（第628号）（第637号）

（第629号）（第638号）

（第630号）（第639号）

（第631号）（第640号）

（第632号）（第641号）

（第633号）（第642号）

（第634号）（第643号）

（第635号）（第644号）

（第636号）（第645号）

（第637号）（第646号）

（第638号）（第647号）

（第639号）（第648号）

（第640号）（第649号）

（第641号）（第650号）

（第642号）（第651号）

（第643号）（第652号）

（第644号）（第653号）

（第645号）（第654号）

（第646号）（第655号）

（第647号）（第656号）

（第648号）（第657号）

（第649号）（第658号）

（第650号）（第659号）

（第651号）（第660号）

（第652号）（第661号）

（第653号）（第662号）

（第654号）（第663号）

（第655号）（第664号）

（第656号）（第665号）

（第657号）（第666号）

（第658号）（第667号）

（第659号）（第668号）

（第660号）（第669号）

（第661号）（第670号）

（第662号）（第671号）

（第663号）（第672号）

（第664号）（第673号）

（第665号）（第674号）

（第666号）（第675号）

（第667号）（第676号）

（第668号）（第677号）

（第669号）（第678号）

十六日受理 傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 長野市南県町六九五ノ六 下里兵治

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第一六七三号 昭和二十九年二月二十六日受理

茨城県大子町、栃木県藤原町間に国鉄バス運行開始の請願

請願者 栃木県塙谷都矢板町長 高橋保平外三十八名

紹介議員 佐藤清一郎君 横川信夫君 宮田重文君 茨城県大子町から栃木県矢板町を経て藤原町にいたる国鉄バスの実現は、地元全町村民が昭和二十二年以来願望しているところであるが、まだに開通されないため、茨城県北部と栃木県北部との交流はいちじるしく困難であつて、兩県民の不便と不利益はばく大きなものがあるから、大子—矢板—藤原間直通の国鉄バス運行をすみやかに実現せらるたいとの請願。

第一六八〇号 昭和二十九年二月二十七日受理

日田線鐵敷設工事繼續に関する請願

請願者 福岡県小倉市長 浜田良祐外六名

紹介議員 後藤文夫君 日田線(福岡県小倉市—大分県日田市)は、わが国最大の鉄工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手

の部分はわずか一キロを残すだけとなつた今日、明年度の緊縮予算のためあるいは工事が中止されることがあるかも知れないよしであるが、全通を目前に控えた現在、工事を中止すれば地元一帯の損失ばかりでなく国家経済再建上の損失も大きいから、明年度も当初計画通り本工事を継続実施せられたいとの請願。

第一六八一号 昭和二十九年二月二十六日受理

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 福井市館町 真田清一郎君 郎衛君

紹介議員 高橋衛君 この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第一六九四号 昭和二十九年二月二十七日受理

大糸線鐵道全通促進に関する請願

請願者 新潟県西頸城郡小瀧村長 北山才十郎外二十一名

紹介議員 西川弥平治君 大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一七〇一号 昭和二十九年三月一日受理

直江津、越後湯沢両駅間鐵道敷設促進に関する請願

請願者 富山市安住町七九石坂豊一君

紹介議員 高橋衛君 石坂豊一君

大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一六九七号 昭和二十九年二月二十七日受理

紹介議員 後藤文夫君 日田線(福岡県小倉市—大分県日田市)は、わが国最大の鉄工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手

中村、上ノ山両駅間鐵道敷設促進に関する請願

請願者 岐阜県刈田郡白石町長 麻生寛道

紹介議員 高橋進太郎君 中村、白石、上ノ山間の鐵道建設は、日本国有鐵道予定線路に決定されてから年久しきに及ぶにもかかわらず、まだその実現を見るに至らないが、本鐵道の建設は現在における交通運輸上の不便を除去するに止まらず東北本線および常磐、奥羽の三線を結び、表日本と裏日本の交流を容易ならしめるとともに福島、宮城、山形三県の文化の交流、産業経済の発展上必要欠くことのできないものとして、関係町村民多年の要望切なるものがあるから、本鐵道建設のすみやかな実現を期せられたとの請願。

第一六八一号 昭和二十九年二月二十六日受理

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 福井市館町 真田清一郎君 郎衛君

紹介議員 高橋衛君 この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第一六九四号 昭和二十九年二月二十七日受理

大糸線鐵道全通促進に関する請願

請願者 新潟県西頸城郡小瀧村長 北山才十郎外二十一名

紹介議員 西川弥平治君 大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一七〇一号 昭和二十九年三月一日受理

直江津、越後湯沢両駅間鐵道敷設促進に関する請願

請願者 富山市安住町七九石坂豊一君

紹介議員 高橋衛君 石坂豊一君

大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一六八〇号 昭和二十九年二月二十七日受理

日田線鐵敷設工事繼續に関する請願

請願者 福岡県小倉市長 浜田良祐外六名

紹介議員 後藤文夫君 日田線(福岡県小倉市—大分県日田市)は、わが国最大の鉄工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手

いて計画された通りすみやかに直江津、湯沢連接の本線を決定の上、工事の促進を図られたいとの請願。

請願者 山口県議會議長 二木謙吾

紹介議員 高橋進太郎君 中村、白石、上ノ山間の鐵道建設は、日本国有鐵道予定線路に決定されてから年久しきに及ぶにもかかわらず、まだその実現を見るに至らないが、本鐵道の建設は現在における交通運輸上の不便を除去するに止まらず東北本線および常磐、奥羽の三線を結び、表日本と裏日本の交流を容易ならしめるとともに福島、宮城、山形三県の文化の交流、産業経済の発展上必要欠くことのできないものとして、関係町村民多年の要望切なるものがあるから、本鐵道建設のすみやかな実現を期せられたとの請願。

第一六八一号 昭和二十九年二月二十六日受理

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 福井市館町 真田清一郎君 郎衛君

紹介議員 高橋衛君 この請願の趣旨は、第一六二一号と同じである。

第一六九四号 昭和二十九年二月二十七日受理

大糸線鐵道全通促進に関する請願

請願者 新潟県西頸城郡小瀧村長 北山才十郎外二十一名

紹介議員 西川弥平治君 大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一七〇一号 昭和二十九年三月一日受理

直江津、越後湯沢両駅間鐵道敷設促進に関する請願

請願者 富山市安住町七九石坂豊一君

紹介議員 高橋衛君 石坂豊一君

大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一六八〇号 昭和二十九年二月二十七日受理

日田線鐵敷設工事繼續に関する請願

請願者 福岡県小倉市長 浜田良祐外六名

紹介議員 後藤文夫君 日田線(福岡県小倉市—大分県日田市)は、わが国最大の鉄工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手

第四七三号 昭和二十九年三月一日受理 西岩国、日原両駅間鐵道敷設促進に関する請願

請願者 山口県議會議長 二木謙吾

紹介議員 高橋進太郎君 岩徳線西岩国駅から山口線日原駅に通じる鐵道の実現は、過去数十年にわたり金県民が願望していたところであるが、去る一月十六日起工式挙行をみ、ようやく敷設工事の第一歩をふみ出したところであるから、本路線の重要性にかんがみ、鐵道建設予算から削除して工事を中絶する等のことなくすみやかに本路線の実現を図られたいとの陳情。

第一六八一号 昭和二十九年二月二十六日受理

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者 福井市館町 真田清一郎君 郎衛君

紹介議員 高橋衛君 乾めん類の鐵道貨物運賃等級是正に関する陳情

第一六九四号 昭和二十九年二月二十七日受理

大糸線鐵道全通促進に関する請願

請願者 新潟県西頸城郡小瀧村長 北山才十郎外二十一名

紹介議員 西川弥平治君 大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一七〇一号 昭和二十九年三月一日受理

直江津、越後湯沢両駅間鐵道敷設促進に関する請願

請願者 富山市安住町七九石坂豊一君

紹介議員 高橋衛君 石坂豊一君

大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小瀧間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上から必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたとの請願。

第一六八〇号 昭和二十九年二月二十七日受理

日田線鐵敷設工事繼續に関する請願

請願者 福岡県小倉市長 浜田良祐外六名

紹介議員 後藤文夫君 日田線(福岡県小倉市—大分県日田市)は、わが国最大の鉄工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手

進歩をさまたげられてきた地元住民に
とつてまことに重大問題であるから、
両線の早急建設を実施せられたいとの
陳情。

三月十六日予備審査のため、本委員会

に左の事件を付託された。

一、航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

航空法(昭和二十七年法律第二百

三十号)の一部を次のように改正

する。

目次中「第三十七条第一項第五十六

条」を「第三十七条第一項第五十六条の二」に、「第一百二十六条第一項第十一條」を「第一百二十六条第一項第十一條の二」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。
第十条の二 運輸省令で定める資格
及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者(以下「耐空検査員」という。)は、運輸省令で定める滑空機について耐空証明を行なうことができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の耐空証明について準用する。
第十一条中「前条第一項」を「第十一条第一項又は前条第一項」に改め
る。

第十四条を次のように改める。

第十一条中「前条第一項」を「第十一条第一項又は前条第一項」に改め
る。

第十四条を次のように改める。

第十一条中「前条第一項」を「第十

一条又は前条第一項」に改め
る。

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、
一年とする。但し、航空運送事業の
用に供する航空機については、運

輸大臣が定める期間とする。

第十四条の次に次の一条を加え
る。

（耐空証明の効力の停止等）

る。

第十四条の二 運輸大臣は、第十一条

第四項、第十六条第一項又は第一百

三十四条第二項の検査の結果、当該

航空機又は当該型式の航空機が

前条の期間を経過する前に第十条

第四項(第十条の二第二項において

適用する場合を含む。)の基準に適

合しなくなるおそれがあると認め
るとき、その他航空機の安全性が

確保されないと認めるときは、当

該航空機又は当該型式の航空機の

耐空証明の効力を停止し、若しくは

有効期間を短縮し、又は第十条第

三項(第十条の二第二項において

適用する場合を含む。)の規定によ
り指定した事項を変更することが

できる。

第十六条第二項を次のように改め

る。

2 第十条の二第一項の滑空機であ

つて、耐空証明のあるものの使用者

は、当該滑空機について前項の修

理又は改造をする場合において、
耐空検査員の検査を受け、これに

合格したときは、同項の規定にか
わらず、これを航空の用に供し

てもよい。

第十六条第二項の次に次の二号を
加える。

3 運輸大臣又は耐空検査員は、第

一項又は前項の検査の結果、当該航

空機が第十条第四項(第十条の二
第二項において適用する場合を含
む。)の基準に適合すると認めると
きは、これを合格としなければな
らない。

第十九条中「第十条第四項」の下に

「(第十条の二第二項において準用す
る場合を含む。)」を加える。

第二十一条中「及び返納に關する
事項」を「返納及び呈示に關する事
項、耐空検査員に關する事項」に改
め「又は第二項」を削る。

第二十八条第二項中「第二十五条
の規定によりその技能證明につき
限定をされた」を「技能證明につき
限定をされた」を「技能證明につき
限定をされた」を「技能證明につき
限定をされた」に改め

第二十五条の限定期定をされた」に改
め「又は第二項」を削る。

第二十九条の次に次の二号を加え
る。

2 (技能證明の限定期定の変更)

第二十九条の二 運輸大臣は、第二
十五項第二項又は第三項の限定期定に
係る技能證明につき、その技能證明
に係る航空従事者の申請によ
り、その限定期定を変更することができ
る。

第二十九条の次に次の二号を加え
る。

2 (技能證明の限定期定の変
更を行う場合に準用する。)

第三十四条第二項中「航空機の操
縦の教育の技能について、運輸大臣
の行う操縦教育證明を受けた者でな
れば」を「航空機の種類別にその
操縦の教育の技能について運輸大臣
の行う操縦教育證明を受けた者でな
れば、その種類の航空機につい
て」に改める。

第三十八条第三項の次に次の二号
を加える。

4 第一項の許可には、条件又は期
限を附し、及びこれを変更するこ
とができる。

第三十九条第一項第四号の次に次
の二号を加える。

五 飛行場の位置、構造等が第三
十九条第一項第一号の基準に適
合しなかつたとき。

六 許可に附した条件に違反した
とき。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条の二 (使用料金)

第五十四条の二 (飛行場の設置者又は航
空機の設置者)

第五十五条第一項第一号の基準に適
合しなかつたとき。

の他の使用的権原を有するか、
又はこれを確實に取得すること
ができると認められること。

第五十六条第一項第一号及び第二
号に改める。

空保安施設の設置者は、公共の用
に供する飛行場又は航空保安施設
について使用料金を定めようとな
るとときは、運輸大臣の認可を受け
なければならない。

これを変更しようとするときも同
様である。

第五十六条第一項第一号及び第二
号に改める。

合において、当該外国若しくは当該外国人国際航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

四 前三号に掲げる場合の外、公共交通の利益のため必要があると空運送事業者が当該事業の用に供する航空機」を「外国人国際航空事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機」に改めること。

第一百三十条中「又は外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機」を「外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機」に改めること。

第一百三十条の次に次の一条を加える。

（本邦内で発着する旅客等の運送）

第一百三十条の二 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く）は、第一百二十六条第一項第一号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間ににおける航行を含む。）により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第二号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間ににおける航行を含む。）により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合には、運輸大臣の許可を受けなければならぬこと。

第一百三十条第三号の次に次の二号を加える。

四 前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機

第一百三十条の次に次の二号を加える。（飛行場又は航空保安施設の設置等の罪）

第一百三十五条の表中「七 第二十一条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円」を「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円に改めること。

第一百三十五条の表中「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円」を「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円に改めること。

第一百三十五条の表中「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円」を「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円に改めること。

第一百三十五条の表中「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円」を「七 第二十二条第二項の航空機乗組員免許を申請する者」三百円に改めること。

第一百四十三条第二号中「同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで」を「同項第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで」に改める。

第一百四十三条の次に次の二号を加える。（耐空検査員の罪）

第一百四十三条の二 乘行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、第五十四条の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したときは、五万円以下の罰金に処する。

第一百四十三条の二 乘行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、第五十四条の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したときは、五万円以下の罰金に処する。

第一百四十三条の二 乘行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、第五十四条の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したときは、五万円以下の罰金に処する。

第一百四十三条の二 乘行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、第五十四条の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したときは、五万円以下の罰金に処する。

六 第百三十条の二の規定によりする者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者

二 第四十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

三 第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

四 第百四十七条第二号中「認可を受けないで」の下に「又は認可を受けないで」に改める。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

六 第百三十条の二の規定によりする者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者

二 第四十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

三 第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

四 第百四十七条第二号中「認可を受けないで」の下に「又は認可を受けないで」に改める。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

六 第百三十条の二の規定によりする者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者

二 第四十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

三 第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

四 第百四十七条第二号中「認可を受けないで」の下に「又は認可を受けないで」に改める。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

五百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

【參議院】

昭和二十九年三月二十六日印刷

昭和二十九年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局